

卒業の認定方針

1. 教育目的

法律、行政、医療福祉、日本語教育ならびにこれらのビジネスに関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって社会に貢献できる有為な人材育成を目的とする。

2. 卒業

下記の要件を満たし卒業資格を得て、卒業審査委員会にて認められた者を卒業認定する。

- (1) 本校に在学し所定の授業時間数以上を履修すること
- (2) 所定の授業科目について履修認定されること

3. 所定の時間数

- (1) ビジネスキャリア2年制学科
1,700時間(62単位)以上
- (2) 法律行政1年制学科
850時間(31単位)以上
- (3) 法律行政2年制学科
1,700時間(62単位)以上
- (4) 日本語2年制学科
1,600時間以上